

平成 29 年 12 月号

非居住者である親族にかかる扶養控除の適用について実務 Q & A

今年も残すところ 1 月となりました。年末調整の時期となりましたが、外国人従業員の方が国外に居住する親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、昨年よりその国外居住親族に係る「親族関係書類」と「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）を会社に提出しなければならないこととなりました。その詳細について、実務を含め Q & A でご案内します。

Q 「親族関係書類」とは、具体的にはどんなものを提出すればよいですか？

A ①または②のどちらかになります。原則は原本となります。

- ① 戸籍の附票の写しなど国や市町村が発行した書類でその非居住者がその居住者の親族であることを証するもの（原本）＋ その親族のパスポート（氏名、生年月日記載のページ）のコピー
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体（以下「外国政府等」といいます。）が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）

Q 親族関係書類は、昨年用意したものでは認められませんか？特に変更はないのですが…

A 変更がなければ 1 年以上前に発行されたものでも有効です。よって、その国外居住親族の親族関係や住所等に異動がない場合には、前年以前に提示した「親族関係書類」を再度提示することも可能ですが、その場合は、会社の担当者が提出を受ける際に、その国外居住親族との親族関係について前年と変更がないかを申告書の提出者に確認していただくようお願いします。

Q 「送金関係書類」とは、具体的にどんなものを提出すればよいですか？

A 次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類（コピー可）、外国送金依頼書の控え等
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類（コピー可）、クレジットカードの利用明細書等

Q 何度も同じ家族に送金している場合にも全ての送金関係書類が必要ですか？

A 同一の国外居住親族への送金等が年 3 回以上となる場合には、一定の事項を記載した明細書の提出と各国外居住親族のその年最初と最後に送金等した際の「送金関係書類」の提出又は提示をすることにより、それ以外の「送金関係書類」の提出又は提示を省略できます。ただし、提出又は提示を省略した「送金関係書類」については、居住者の方が保管する必要があります。（7 年間）

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>